

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令概要

公職選挙法の一部を改正する法律の施行及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙人名簿登録証明書の交付の申請に必要な書面の追加、不在者投票管理者の管理する場所において投票することができない船員の不在者投票における請求書及び確認書の様式等及び指定船舶に準ずるもの等について、所要の規定の整備を行う。

1. 改正の概要

(1) 選挙人名簿登録証明書の交付の申請に必要な書面の追加（規則第3条関係）

- 公職選挙法（以下「法」という。）の改正により、指定船舶等に乗船中の船員が行う不在者投票（以下「洋上投票」という。）の対象とされる船員の範囲が拡大されたことに伴い、公職選挙法施行令（以下「令」という。）において、選挙人名簿登録証明書の交付の対象となる船員の範囲の拡大が行われたところ、選挙人名簿登録証明書の交付の申請に必要な書面として「船員手帳」に加えて、「船員手帳に準ずる文書」を規定する。

(2) 不在者投票管理者の管理する場所において投票することができない船員の不在者投票における請求書及び確認書の様式等（規則第10条の6、第10条の7、第10条の7の2関係）

- 船員が法第49条第8項の規定による投票をするため、令第59条の6の3第1項の規定による指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対する請求のための様式を定めるとともに、その際に必要となる添付書類について規定する。
- また、船員が法第49条第8項の投票をしようとするときは、あらかじめ、投票送信用紙等の交付を受けた指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、船員の指定船舶等への乗船及び指定市町村の選挙管理委員会の委員長と船員との間の投票送信用ファクシミリ装置による通信を確認するための書面（以下「確認書」という。）の送付を行い、受信したことの確認を受けなければならない（令第59条の6の3第6項）ところ、確認書の様式及び指定市町村の選挙管理委員会の委員長が確認書を受信した場合の手続について規定するとともに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が確認書の受信をしたことを伝える総務省令で定める方法は、電話その他の方法によるものとする。

(3) 指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるもの（規則第17条の2関係）

- 法第49条第7項において、指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものについては総務省令に委任しているところ、具体的に対象となる船舶は、「船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項の規定により、同規則第二条第四項に規定する外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のう

ち船籍が日本以外の国である船舶」と規定する。

(4) その他所要の規定の整備を図る。

2 施行期日

公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第25号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第93号）の施行の日（平成29年4月10日）